

## 第 13 章 国内制度の変更に関する情報

UNFCCC インベントリ報告ガイドラインパラグラフ 50 (J) 及び決定 15/CMP.1 の附属書パラグラフ 21 の規定に基づき、我が国の国内制度について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

- 前回のインベントリ提出から変更はない。



## 第14章 国別登録簿の変更に関する情報

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ22及び決定3/CMP.11のパラグラフ14の規定に基づき、我が国の国別登録簿について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

### 14.1. 2015年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

表14-1 2015年において我が国の国別登録簿でなされた変更点

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(b) 協力構造の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(c) 国別登録簿のデータベース又はキャパシティの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(d) 技術的基準の確保に関する変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(e) 不一致を最小化するための手続の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(f) 安全対策の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定14/CMP.1で定義されているように、標準電子様式 (Standard Electronic Format: SEF) に基づいて公に入手できるようになっている。2015年6月に2014年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(h) インターネットアドレスの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(i) データ保存の完全性を確保する手段の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(j) テスト結果の変更	変更なし

### 14.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する参考情報

- 2015年2月、ミドルウェアのセキュリティアップデートを実施した。国際取引ログ (the International Transaction Log: 以下、ITL) や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2015年2月、DNS サーバのセキュリティアップデートを実施した。ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2015年5月、DNS サーバのセキュリティアップデートを実施した。ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2015年6月、京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報

を、2014年のSEFをもとに更新した。決定13/CMP.1附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。(下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定13/CMP.1附属書のものである)

- 口座の代表者氏名 (パラグラフ 45(e))
- 情報公開対象の ERU、CER、AAU 及び RMU のクレジット特定番号 (パラグラフ 47)
- 年始時点における口座毎の ERU、CER、AAU 及び RMU の総保有量 (口座種別毎の総保有量のみ公表) (パラグラフ 47(a))
- 期間中に我が国の国別登録簿が取得した ERU、CER、AAU 及び RMU の移転元口座番号 (移転元登録簿のみ公表) (パラグラフ 47(d))
- 期間中に我が国の国別登録簿から移転された ERU、CER、AAU 及び RMU の移転先口座番号 (移転先登録簿のみ公表) (パラグラフ 47(g))
- 口座毎の ERU、CER、AAU 及び RMU の現在の保有量 (口座種別毎の現在の保有量のみ公表) (パラグラフ 47(l))
- 2015年7月、管理サーバの更改を実施した。ITL や他の登録簿の機能に影響は無い。
- 2015年8月、DNS サーバのセキュリティアップデートを実施した。ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2015年9月、DNS サーバのセキュリティアップデートを実施した。ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2015年12月、ミドルウェアのアップデートを実施した。ITL や他の登録簿の機能に影響は無い。
- 2015年12月、第一約束期間の調整期間の終了に伴い、決定13/CMP.1附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報について公開した。(下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定13/CMP.1附属書のものである)
  - 調整期間終了時点における償却口座内のクレジットの特定番号 (パラグラフ 49(b))
  - 第二約束期間クレジットへの付け替え (繰越し) 申請をするクレジットの特定番号 (パラグラフ 49(c))

いずれの情報も、国別登録簿ホームページの「公開情報」ページにて提供されている。

- 国別登録簿の URL : [http://www.registry.go.jp/index\\_e.html](http://www.registry.go.jp/index_e.html)
- 公開情報ページ : [http://www.registry.go.jp/public\\_info\\_en.html](http://www.registry.go.jp/public_info_en.html)